

令和2年3月30日理事長決定

東京都公立大学法人職員の 研究費等の取扱いに関する行動規範

この行動規範は、東京都公立大学法人職員の研究費等の取扱いに関する指針を定めるものである。

本法人職員は、以下の行動規範を遵守し、適正な業務の遂行に努めなければならない。

- 1 研究費等の取扱いにあたっては、関係法令、規則・規程等を遵守すること。
- 2 研究費等は、税金その他の貴重な財源で賄われていることに留意し、交付目的に従って、誠実かつ効率的に執行すること。
- 3 研究費等の取扱いに関する研修に積極的に参加すること。
- 4 研究者と相互に有機的な連携を取ること。
- 5 利害関係者との関係について、誤解を招くことがないように、十分注意すること。
- 6 研究費等の不正使用が疑われる場合は、上司・通報窓口等に速やかに報告すること。
- 7 研究費等の不適正な取扱いが、本法人における教育研究に深刻な影響を与えることを自覚し、業務の遂行にあたっては研究費不正防止計画を踏まえて行動すること。